

# **笠間市第2次地域福祉計画（案）**

**みんなで支えあう 福祉のまち かさま**

**平成25年3月  
笠間市**



## 目 次

第1章 地域福祉計画の策定に当たって .....	1
第1節 策定の背景・趣旨 .....	3
第2節 計画の性格 .....	4
第3節 計画の期間 .....	4
第4節 地域福祉の考え方 .....	5
1. 地域を中心とした福祉へ .....	5
2. 多様な主体の連携と協力 .....	5
第2章 地域福祉に関する動向 .....	7
第1節 国の方針 .....	9
第2節 茨城県の方針 .....	10
第3節 笠間市の方針 .....	12
第4節 笠間市の概況 .....	13
1. 人口・世帯数の推移 .....	13
2. 出生率・出生数の推移 .....	14
3. 高齢化の推移 .....	15
4. 要支援・要介護者の推移 .....	16
5. 障がい者の推移 .....	17
6. 保健医療に関する指標 .....	18
7. その他地域福祉に係わる指標 .....	19

<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	21
<b>第1節 計画の基本的視点</b>	23
1. 住民参加の視点	23
2. 利用者中心の視点	23
3. サービスの総合化の視点	23
4. 住民、団体、行政の協働の視点	23
<b>第2節 計画の基本理念</b>	24
<b>第3節 計画の基本目標</b>	24
1. 住民参加による地域福祉の推進	25
2. 利用者中心の福祉サービスの提供	25
3. 保健・医療と生きがいづくりの推進	25
4. 地域で支えあう体制の充実	25
5. 安全で住みよいまちづくりの推進	26
6. 人権擁護の推進	26
<b>第4節 計画の体系</b>	27
<b>第4章 基本施策の展開</b>	31
<b>第1節 住民参加による地域福祉の推進</b>	33
1. 広報・広聴と住民参加の促進	34
2. 福祉に関する学習・啓発活動の推進	34
3. 地域福祉の担い手の育成	35

第2節 利用者中心の福祉サービスの提供	36
1. 福祉に係る相談体制の充実	37
2. 効果的な情報発信・提供	37
3. 福祉サービスの充実	37
4. サービス利用支援の充実	38
第3節 保健・医療と生きがいづくりの推進	39
1. 健康都市づくり住民運動の促進	40
2. 保健・医療との連携強化	40
3. 就労支援の充実	41
第4節 地域で支えあう体制の充実	42
1. 各種団体への支援と子育て支援の充実	42
2. コミュニティの基盤づくり	43
3. 地域における交流活動の推進	43
第5節 安全で住みよいまちづくりの推進	44
1. バリアフリーの推進	44
2. 防災まちづくりの推進	45
3. 防犯体制の強化	45
第6節 人権擁護の推進	46
1. 人権意識の高揚・啓発	47
2. 人権相談体制の充実	47
3. 虐待防止対策の充実	47
4. 自殺予防対策の推進	47
5. 成年後見制度の普及	47
6. 男女共同参画の推進	47

第5章 計画の推進.....	49
第1節 計画の推進 .....	51
1. 住民との連携推進 .....	51
2. 団体・事業者との連携推進 .....	51
3. 市社会福祉協議会との連携強化 .....	51
4. 行政の役割.....	51
資料編.....	53
1. 笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	55
2. 笠間市第2次地域福祉計画策定委員会名簿 .....	57
3. 策定経過 .....	57
4. 住民意識調査の結果概要 .....	58

# **第1章 地域福祉計画の策定に当たって**

---



## 第1節 策定の背景・趣旨

近年、少子高齢化の進展や社会状況の変化、また家庭や地域におけるお互いのつながりの希薄化によって、地域や家庭から孤立した高齢者、障がい者、夫婦・親子などが増加し、虐待、家庭内暴力、ひきこもりなど深刻な問題が起こっています。

このような社会の変化に対応するため、わが国では、平成12年に地域の中の結びつきの弱体化に対応するため、社会福祉事業や社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通する基盤的制度の見直しである「社会福祉基礎構造改革」が行なわれました。

この改革の中で、「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、市町村が「地域福祉の推進」を基本理念とした地域福祉計画の策定をするように規定されました。

さらに、これから地域福祉は、特定の人のみに対するサービスではなく、身近な地域社会で、人々の生活課題の解決を図るものであるということが示されています。

本市では、平成18年3月に新市として出発して以来、新しい笠間市づくりの指針となる「笠間市総合計画（平成19年度から平成28年度）」を平成19年4月に策定し、「住みよいまち、訪れてよいまち 笠間～みんなで創る 文化交流都市～」を将来像にまちづくりを進めています。

また、子どもから高齢者、障がい者、住民の誰もが、住みなれた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていくよう「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念とした「笠間市地域福祉計画（平成20年度から平成24年度）」を平成20年3月に策定し、地域福祉を推進してきましたが、新たな課題も出ています。

災害時要援護者<sup>※</sup>への対応や、支援が必要であるのに情報やサービスを受け取りにくい環境、課題としてみえにくい虐待や自殺の問題、高齢者の孤独死などは、笠間市に限らず全国的な社会変化の流れであり、地域福祉の大きな課題となっています。

このたび、5か年の計画期間が終了することから、この間の国・県の動向と、統計資料や住民アンケート等から本市の現状を踏まえ、新たな課題に対応した計画の見直しを行い、「笠間市第2次地域福祉計画」を策定します。

---

※災害時要援護者：災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする方々で、介護保険における要介護・要支援認定者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者、妊娠婦および乳幼児など。

## 第2節 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、市政運営の基本方針である市総合計画の部門別計画としての性格を有し、市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

また、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関連する市との他の分野別計画※に基づく施策を推進していく上で、住民の参画を促進するとともに、基本的な方向を示したものです。

さらに、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、本市における総合的な地域福祉を推進するためのものです。

## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。ただし、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
	笠間市地域福祉計画					笠間市第2次地域福祉計画				
笠間市総合計画・基本構想										
前期基本計画					後期基本計画					

※他の分野別計画：「笠間市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「笠間市障害者計画・障害福祉計画」、「笠間市次世代育成支援行動計画」、「笠間市健康づくり計画」

## 第4節 地域福祉の考え方

### 1. 地域を中心とした福祉へ

これまでの福祉は、高齢者、障がい者、児童、低所得者等、対象者ごとに進められ、課題を解決しようとしてきました。

しかし、社会のあり方が変わり、地域のつながりが希薄化する中で、支援を必要とする一人ひとりのニーズに応え、生活を支えることが困難になってきています。

このような状況を踏まえて、これまで対象者ごとに取り組んできた福祉を、様々な人が住んでいる「地域」という場所を中心に考え、支援を必要としている人たちを、共に助け合いながら支えていくというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

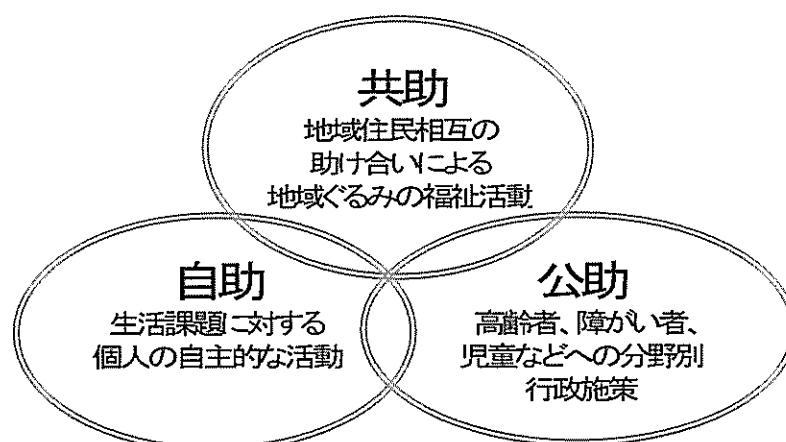
### 2. 多様な主体の連携と協力

近年、ボランティアやNPO法人等の活動が活発になり、社会福祉の分野は、こうした住民主体の活動がもっとも活発な分野の一つとなっています。今後、ますます多様化し、複雑化していくことが予想される福祉ニーズを、行政や地域福祉の中心的な機関として活動してきた市社会福祉協議会においても、地域住民の協力なしに活動や事業を開拓することは難しい状況にあります。

共に助け合い、支えあう地域づくりを進めていくためには、地域住民、各種団体、行政が、それぞれの力を十分に發揮して、様々な課題解決に向けて、どのような役割分担のもとに連携と協力を進めていくかという点を考えていく必要があります。

本計画は、私たちの生活課題の全体を、①個人や家族で行うこと（自助）、②地域住民相互の助け合いで進める（共助）、③行政が主となって取り組むこと（公助）の3つの視点から考えるものです。

そして、一人ひとりの住民を中心に年齢や障がいの有無にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう、住民や地域全体、事業者、行政が協力して創りあげていく、「地域福祉」を進めるための計画です。





## **第2章 地域福祉に関する動向**

---



## 第1節 国の方針

平成12年に国では、社会福祉事業法が社会福祉法に改められ、「地域福祉の推進」を基本理念とする地域福祉計画を市町村が策定をするよう規定されました。さらに、これから地域福祉は、特定の人のみに対するサービスではなく、身近な地域社会で、人々の生活課題の解決を図るものであるということが示されています。

社会福祉法では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」が、相互に協力して地域福祉の推進に努めるべきことを示しています。また、福祉サービス提供体制の確保等に関する国及び地方自治体の責務や、地域福祉計画について定めています。

### 【社会福祉法（抜粋）】

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 第2節 茨城県の方針

茨城県では、平成16年3月に「茨城県地域福祉支援計画」を策定し、その後の社会情勢の変化等を踏まえて、平成21年3月に計画を改定し、「茨城県地域福祉支援計画（第2期）」（以下、「県計画」という。）を策定しました。計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間となっています。

県計画では、市町村や地域住民等の取り組みを支援するため、「人々が持てる力を出し合い、互いに助け合って、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標としています。

また、県計画の施策の基本方向は次のとおりとなっています。

### 【茨城県地域福祉支援計画（第2期）：施策展開の基本方向】

#### I 地域における新たな支え合いのしくみづくり

##### (1) 地域支え合うしくみづくりの推進

- 地域支え合うしくみづくりの推進
- 地域での相談・見守り・支援システムの構築
- 災害時の要援護者支援

##### (2) 地域福祉推進意識の向上

- 自治会・町内会・子ども会活動等の支援
- 福祉教育の推進

#### II 福祉情報の提供

##### (1) 多分野にまたがる施策の調整

- 各種審議会や関係機関協議会における調査・検討

##### (2) 様々な福祉課題や先駆的施策等の情報収集・提供

- 地域における福祉施策課題発掘のしくみづくり
- 県レベルでの情報の収集・提供

##### (3) 誰もが容易に福祉情報を入手できるしくみづくり

- 効果的な情報の提供

### III 福祉に係る人材の育成

- (1) 住民参加の地域福祉活動の促進
  - 地域福祉活動の支援
- (2) 地域福祉推進主体の活性化
  - 各種福祉関係団体の組織の充実・強化
  - 福祉関係者の資質の向上
- (3) 福祉人材の養成と資質向上
  - 福祉人材の養成・確保
  - 福祉職場への就業促進

### IV 地域福祉推進のための基盤整備

- (1) 利用者本位の多様なサービス提供システムの構築
  - 相談体制の整備
  - サービスの総合的な提供
  - 各種福祉施設の整備促進
- (2) 安心してサービスを利用できるしくみづくり
  - 福祉サービスの評価・点検
  - 苦情解決のしくみの整備と周知
  - 要援護者への利用援助
- (3) 誰にもやさしいまちづくり
  - バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
  - 外出支援
  - 災害時の支援

### V 新たな課題への対策

- (1) 新たな課題への対策
  - 高齢者・児童虐待、DV問題の対策
  - 多重債務問題・振り込め詐欺等の対策
  - 自殺対策
  - ホームレス対策

### 第3節 笠間市の方針

本市では、平成19年度に新しい笠間市づくりの指針となる「笠間市総合計画（平成19年度～28年度）」を、そして平成23年度には「笠間市総合計画（後期基本計画 平成24年度～平成28年度）」を策定し、「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」を健康・福祉分野の基本方針として取り組み、次の3つの具体的目標を掲げています。

#### 【笠間市総合計画：健康・福祉分野の基本方針】

##### 1 基本方針：「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」

支えあう心を大切にし、だれもが安心して健やかに暮らせる福祉社会の実現を目指します。

##### 2 3つの具体的目標

###### （1）安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

- ① 子ども・子育て支援
- ② 少子化対策

###### （2）日々の健康を支える安心な保健・医療の体制づくり

- ① 保健・医療
- ② 社会保障

###### （3）支えあい、心がかよう福祉環境づくり

- ① 地域福祉
- ② 高齢者福祉
- ③ 障害者福祉

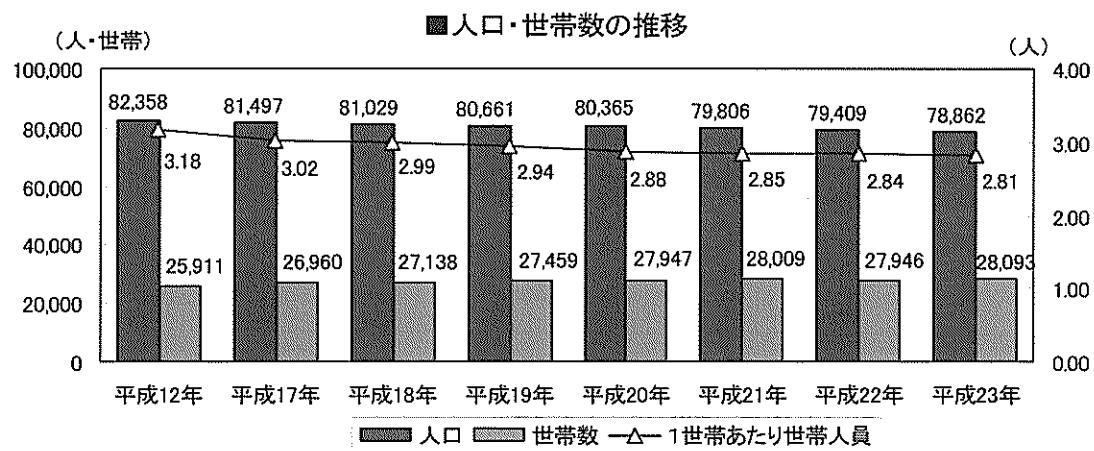
## 第4節 笠間市の概況

### 1. 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成12年の82,358人をピークに減少に転じ、平成23年には78,862人となっています。

世帯数は平成23年に28,093世帯と年々増加の傾向にある一方で、1世帯あたりの世帯人員は2.81人と減少傾向にあります。

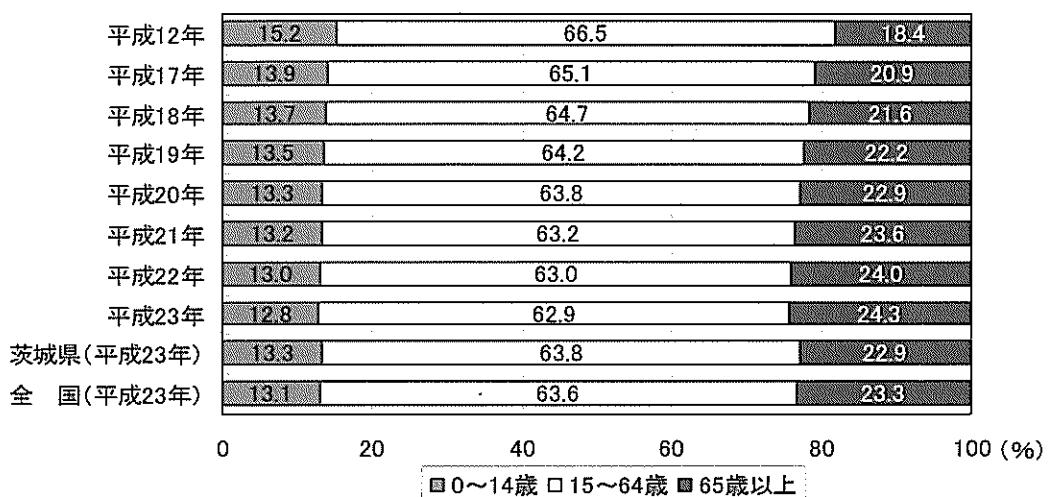
また、年齢別の人口を見ると、少子高齢化の傾向が明らかで、平成23年の高齢者人口割合は全国平均及び県平均を上回っています。



資料：平成12、17、22年は国勢調査

その他の年は常住人口調査（10月1日現在）

### ■年齢3階層別人口比の推移



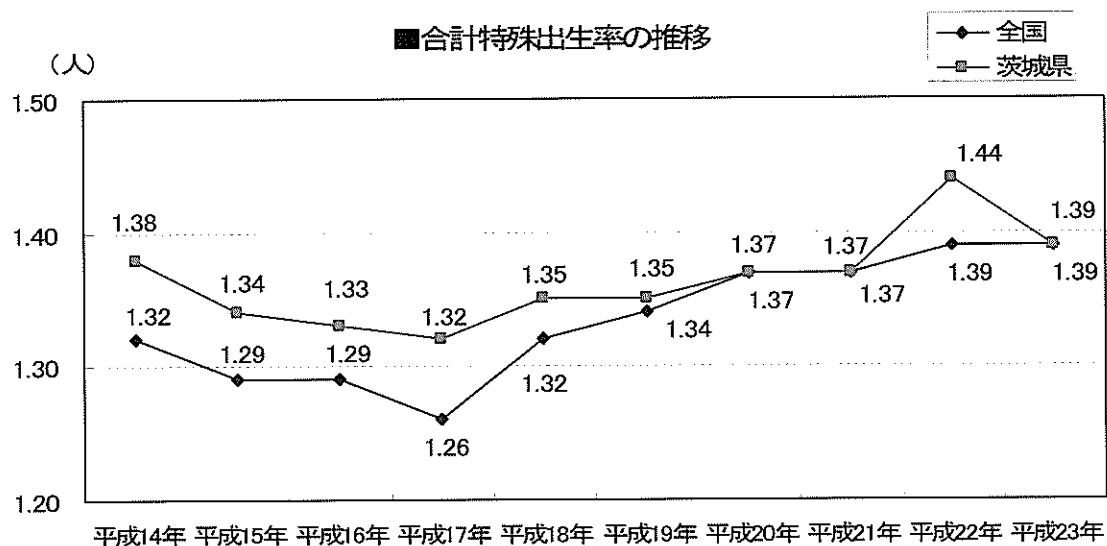
資料 全国、茨城県：総務省 人口推計月報（10月1日現在）

笠間市：平成12、17、22年は国勢調査

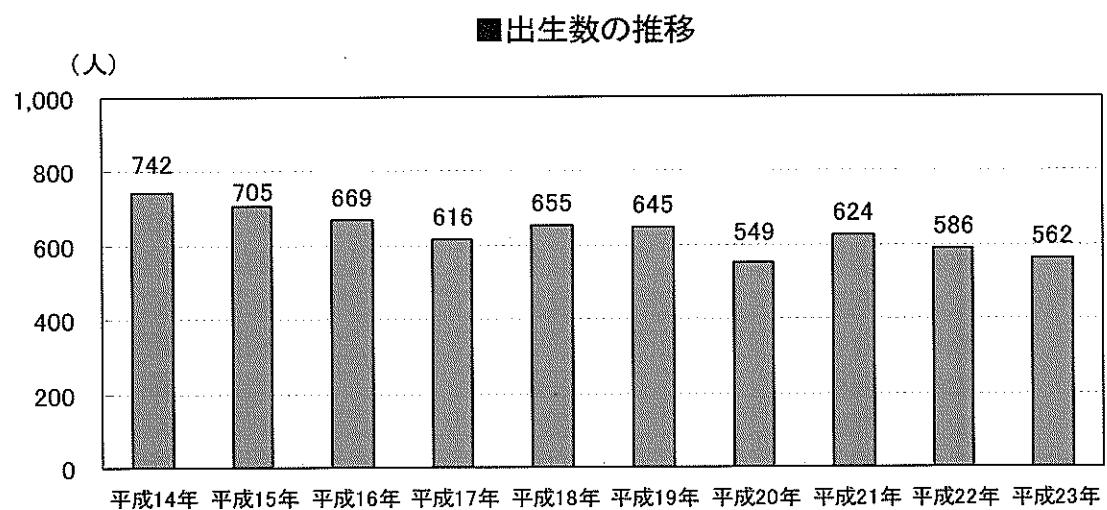
その他の年は常住人口調査（10月1日現在）

## 2. 出生率・出生数の推移

茨城県の合計特殊出生率<sup>※</sup>は、全国平均と同様に平成14年以降は年々低下していましたが、平成17年から増加傾向になり、平成22年には1.44人と増加しましたが、平成23年では全国平均と同率となっています。しかし、本市の出生数については、平成23年には562人と減少傾向にあります。



資料：人口動態統計

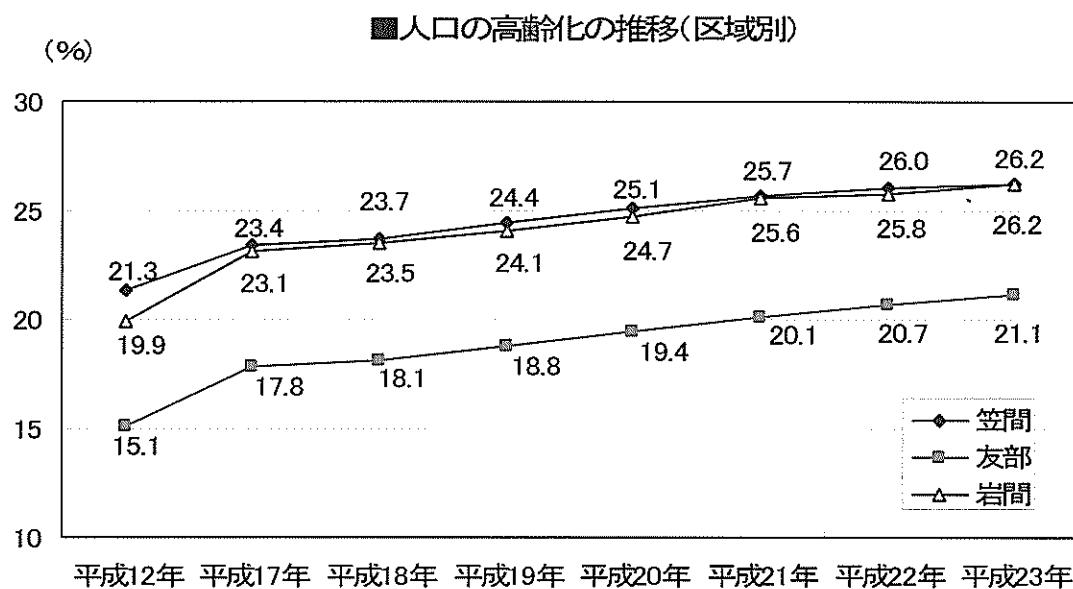


資料：人口動態統計

※合計特殊出生率：女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢層ごとの出生率を足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めた数。

### 3. 高齢化の推移

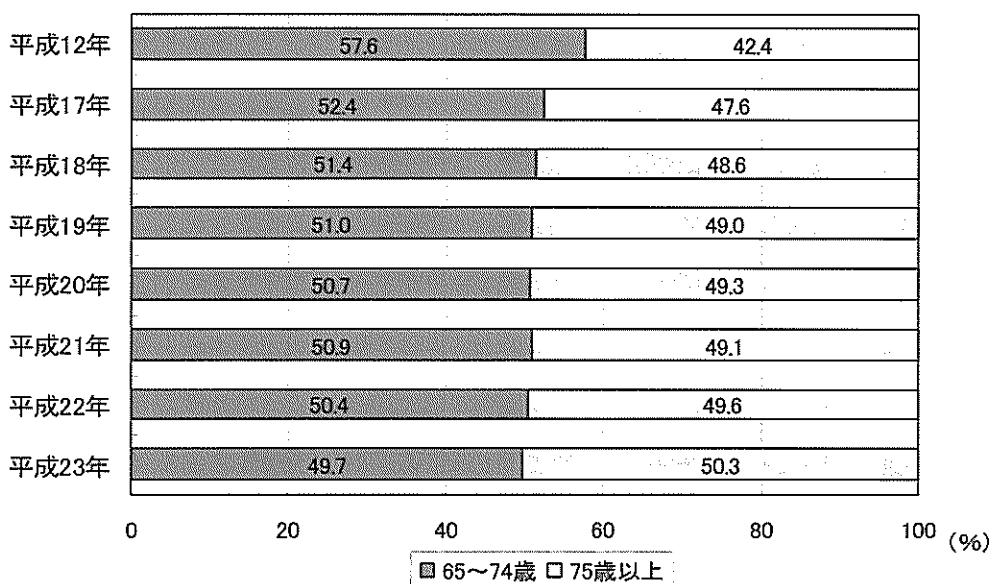
区域別に見た高齢化の状況は、平成23年において笠間、友部、岩間の各地区とも20%以上に達しており、依然として上昇傾向にあります。また、65歳以上の高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者の割合が50.3%と過半数を超えていました。



資料：平成12及び17年は国勢調査

平成18年以降は住民基本台帳人口（10月1日現在）

### ■高齢者の年齢階層別推移

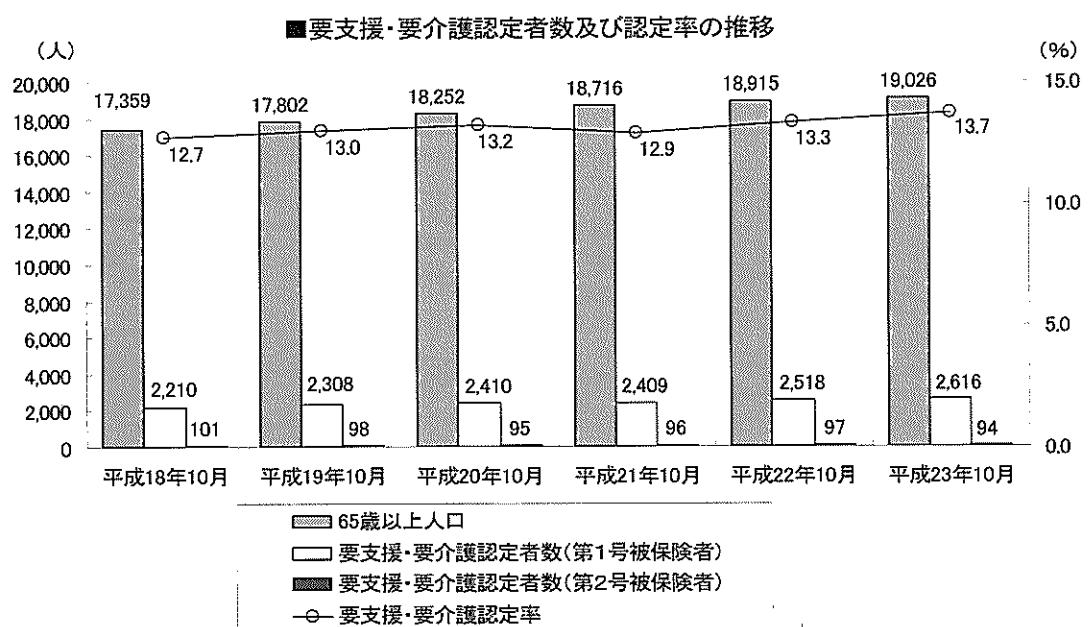


資料：平成12及び17年は国勢調査

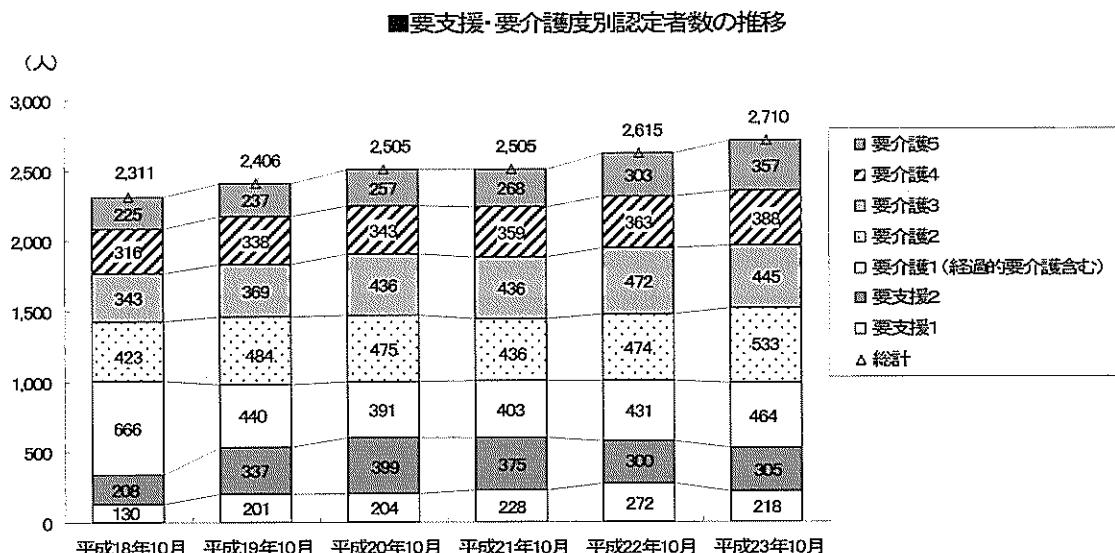
平成18年以降は住民基本台帳人口（10月1日現在）

#### 4. 要支援・要介護者の推移

要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）は1.2%から1.3%台で推移しています。また、要支援1・要支援2の占める割合が、平成22年10月で増加から減少に転じ、要介護1・要介護2が増加しています。



資料：介護保険事業状況報告

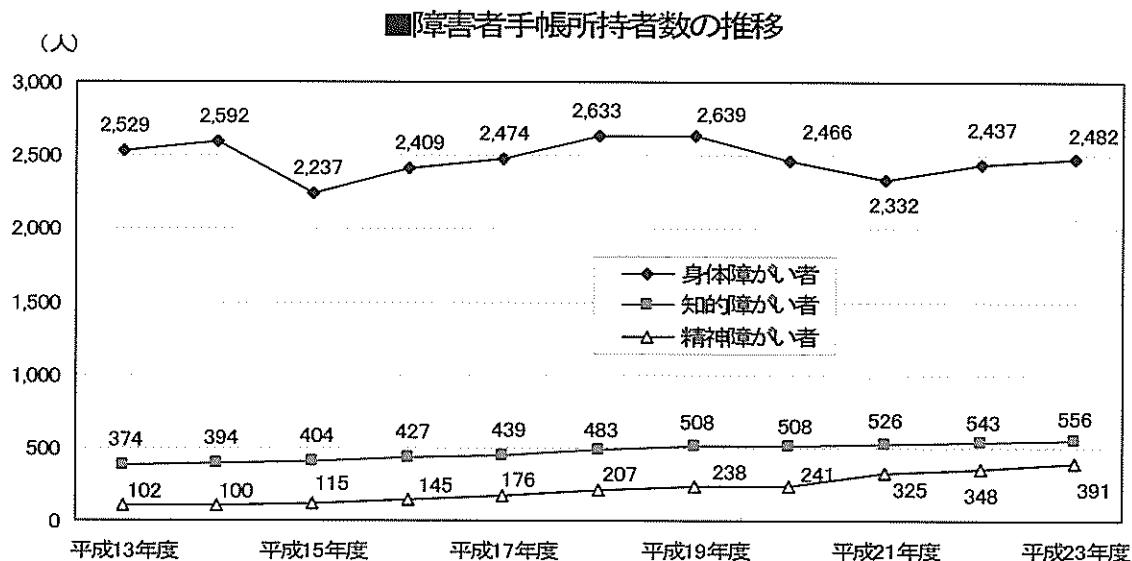


資料：介護保険事業状況報告

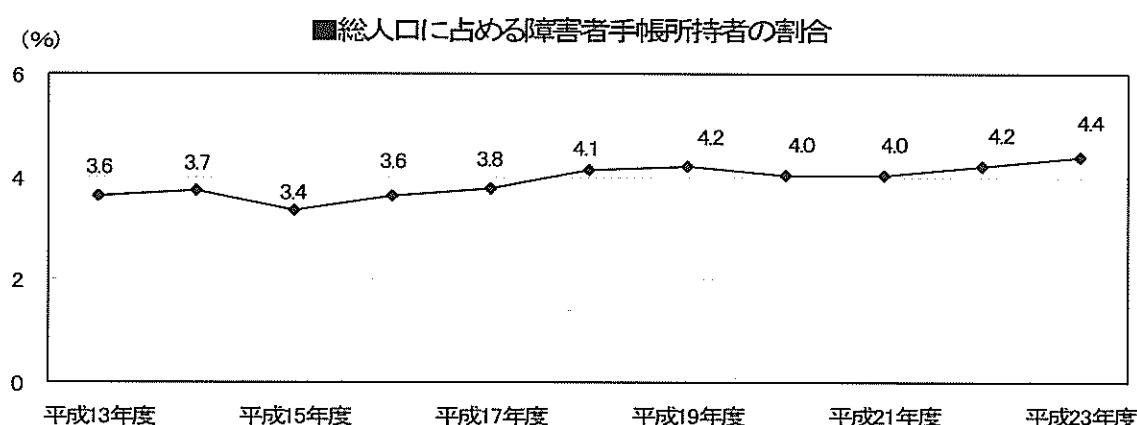
※要支援・要介護認定率は、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者数）÷65歳以上の人団（住民基本台帳人口）を用いて算出しています。

## 5. 障がい者の推移

本市の障害者手帳所持者数は、平成24年3月31日現在で身体障がい者2,482人、知的障がい者556人、精神障がい者391人となっています。



資料：社会福祉課

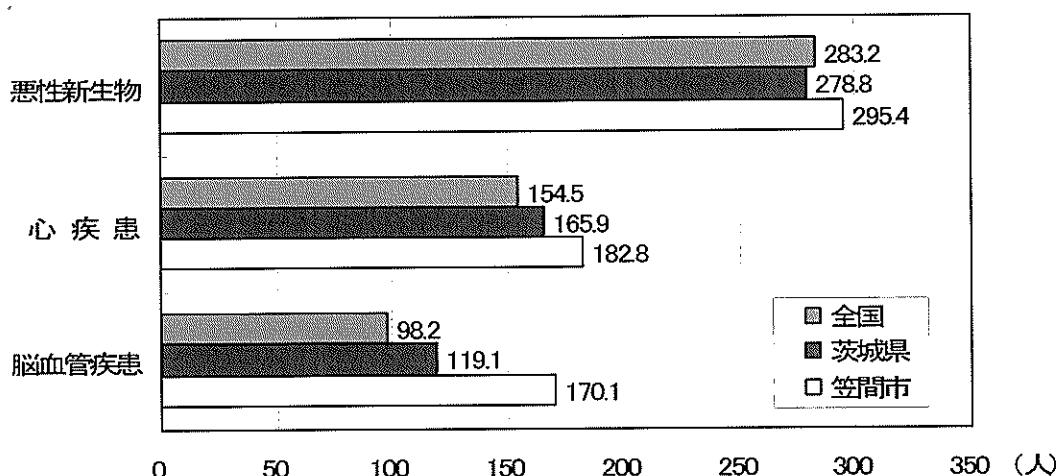


資料：社会福祉課

## 6. 保健医療に関する指標

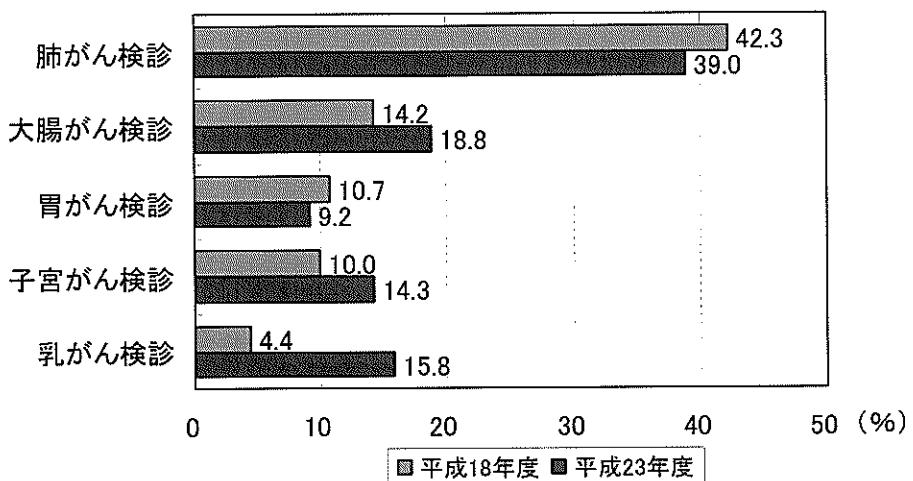
三大死因別の死亡率で見ると、全国や茨城県では、第1位悪性新生物、第2位心疾患、第3位脳血管疾患の順となっています。本市も同様の傾向にあります。三大死因とも全国平均や茨城県を上回っています。また、がん検診の受診率は肺がん検診と胃がん検診は5年前より下回っていますが、その他は増加しており、特に乳がん検診の受診率は3倍以上になっています。

■三大死因別の死亡率(人口10万対)の比較



資料：平成23年度人口動態調査  
※心疾患については高血圧症を除く。

■がん検診の受診率



資料：健康増進課

## 7. その他地域福祉に係わる指標

平成24年4月1日現在の本市のボランティアサークル数<sup>\*</sup>は85団体で、高齢者への支援を活動分野とするものが56団体でもっとも多く、次いで障がい者関連が18団体、他のサークル活動が9団体となっています。

また、福祉関係の活動を行っているNPO法人は平成18年4月1日現在で5法人だったものが、13法人に増加しています。

### ■ボランティアサークルの状況

活動分野	サークル数	
	H18.4.1現在	H24.4.1現在
高齢者（配食等）サークル活動	26	28
高齢者（交流）サークル活動	4	22
高齢者（施設）サークル活動	6	6
障がい者関連サークル活動	15	18
児童・生徒サークル活動	7	2
その他のサークル活動	22	9
合計	80	85

資料：市社会福祉協議会

### ■福祉関係NPO法人の状況

活動分野	法人数	
	H18.4.1現在	H24.4.1現在
高齢者・障がい者・子どもの3分野の内、2分野以上の活動を行っている法人	5	4
障がい者関係の活動	0	3
子ども関係の活動	0	5
その他の活動	0	1
合計	5	13

資料：市民活動課

\*ボランティアサークル数：ここでは、笠間市社会福祉協議会へ登録されている団体数を示す。

